

岩手県告示第 136 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成 21 年 2 月 13 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 路線名 重茂半島線
 - (2) 供用開始の区間 宮古市大字赤前第 16 地割字堀内 50 番 8 地先から第 14 地割字小堀内 55 番 24 地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成 21 年 2 月 13 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 宮古地方振興局土木部
 - イ 期間 平成 21 年 2 月 13 日から同年 3 月 13 日まで
- 2 (1) 路線名 有芸田老線
 - (2) 供用開始の区間 宮古市田老字森崎 91 番 1 地先から字和蒔 103 番 47 地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成 21 年 2 月 13 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 宮古地方振興局土木部
 - イ 期間 平成 21 年 2 月 13 日から同年 3 月 13 日まで